

## 第8章 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、受水槽利用施設、特定建築物、家庭用品等の衛生対策を始めとして、ねずみ・昆虫等の駆除指導業務など多岐にわたっています。

### 第1節 環境衛生

#### (1) 環境衛生監視指導事業

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、水浴場等に関する条例、えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行っています。

表9-1 環境衛生営業関係施設数

	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 等	家 畜 及 び 家 禽 舎
平成15年度	13,203	406	81	345	2,093	3,662	3,314	2,825	241	48	3	185
平成16年度	13,063	400	84	337	2,067	3,680	3,186	2,843	239	48	3	176
平成17年度	12,761	402	77	362	2,053	3,693	2,913	2,787	241	54	2	177

#### ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は、590件（4.0%増）、廃止届出の件数は、618件（1.5%増）、その他変更届等の届出件数は、2,558件（5.5%減）でした。

表9-2 環境衛生営業関係及び化製場等の届出等件数

	総数	許可申請 件数	廃止届出 件数	変更届出 件数	その他の届出 等件数
平成15年度	3,013	522	464	1,375	652
平成16年度	3,882	567	609	1,842	864
平成17年度	3,766	590	618	2,012	546
(施設内訳)					
旅館	177	23	22	92	40
興行場	63	13	15	28	7
公衆浴場	149	43	16	66	24
理容所	510	67	72	347	24
美容所	1,606	257	220	1,073	56
クリーニング所	637	136	245	232	24
墓地・火葬場等	104	6	3	5	90
プール・水浴場等	409	14	13	131	251
温泉掘削・利用等	69	19	4	18	28
化製場・畜舎等	42	12	8	20	2
クリーニング師免許 申請等*	-	24	-	-	-

\*：免許の書換、再交付申請等を含む

イ 監視、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

表9 - 3 監視、調査、相談指導及び衛生講習会の実施

	監視指導 件数	許認可変更 調査件数	その他の 調査等件数	相談指導 件数	衛生講習会の実施
平成15年度	4,337	718	1,002	11,458	110回(4,331人)
平成16年度	5,283	794	1,696	11,224	106回(4,587人)
平成17年度	6,589	695	1,502	11,908	101回(3,841人)
(施設内訳)					
旅館	294	63	219	1,583	...
興行場	57	23	20	290	...
公衆浴場	377	64	255	1,487	...
理容所	1,424	75	75	1,592	...
美容所	2,364	248	128	3,229	...
クリーニング所	1,671	119	521	1,227	...
墓地・火葬場等	2	43	71	1,420	...
プール・水浴場等	243	20	113	503	...
温泉利用施設	57	23	74	447	...
化製場・畜舎等	100	17	26	130	...

ウ 営業施設検査等

営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

また、市内唯一の海水浴場である金沢区「海の公園」の水質検査については、海開き前(4～6月)3回、海水浴期間中(7～8月)2回の計5回実施しました。その結果、5回とも水質「B」\*でした。

\*：環境省通知に基づく判定基準による。(水質「AA」,「A」を「適」、水質「B」を「可」、水質Cを「不可」とする。)

表9 - 4 環境衛生営業施設検査数

	検査(*)	
	施設数	検体数
平成15年度	631	5,053
平成16年度	530	3,307
平成17年度	758	3,690
(施設内訳)		
旅館	106	263
興行場	24	128
公衆浴場	323	1,176
理容所	0	0
美容所	0	0
クリーニング所	0	0
プール・水浴場	294	2,088
その他	11	35

\* 【衛生監視員が施設又はセンターの検査室において検査した件数】と【衛生研究所に依頼し、専門的な検査を実施した件数】の合計件数

(2)横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進について

環境衛生事業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、事業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っております。

従来、同協議会において養成された指導員が衛生管理状況の指導を行う「施設の衛生管理状況の巡回指導事業」を実施してきました。平成 17 年度は、横浜市生活衛生協議会で実施している自主管理事業の転換期にあたり、新しい検査方法導入の検討に際し、助言等を行いました。

表 9 - 5 自主管理検査実施件数\*

	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
平成 17 年度	496	383	422	30	13	1,344

\* 理容所、美容所、公衆浴場、旅館においては、拭き取り検査を実施、クリーニング所においては、検知管による検査を実施しました。

## 第 2 節 ビル衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、施設の設置者や管理者等に対して適正な衛生管理の指導・啓発をしています。

表 9 - 6 ビル衛生関係施設数

	特定建築物	特定建築物登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道	簡易給水水道
平成 15 年度	1,197	507	176	9,374	11,255	36
平成 16 年度	1,227	516	173	9,402	11,287	27
平成 17 年度	1,253	490	166	9,430	11,154	21

(1)建築物衛生対策事業

近年、建築物は大型化・高層化が進み、断熱効果の優れた気密性の高い建築物が増えており、その維持管理には極めて高度な知識と技術が要求されるようになっていきます。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法)に基づく監視指導業務については、各種測定機器等の充実を図り、福祉保健センターにおける科学的監視指導体制の確立を目指しています。

ア 特定建築物届出施設数及び監視状況

表 9 - 7 特定建築物の届出施設数及び監視状況

年 度	対 象 施設数	使用 届出 件数	変更 届出 件数	廃止 届出 件数	立入検査		報告 徴収	相談 件数
					監視 件数	その他		
平成 15 年度	1,197	184	502	7	282	289	790	3,075
平成 16 年度	1,227	45	396	15	361	248	807	2,760
平成 17 年度	1,253	34	643	7	476	108	657	3,023

イ 特定建築物事前指導結果

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階から指導を行っています。

表9 - 8 特定建築物事前指導実施状況

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成 15 年度	10	5	2	2	1	0
平成 16 年度	42	13	12	7	5	5
平成 17 年度	29	3	13	4	3	6

ウ 建築物清掃業等登録監視指導

建築物登録業とは、ビルの衛生管理に関する業務をビルの所有者等からの委託を受けて行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等の一定の要件を備え、県知事登録を受けた事業者で、業態により8業種に区分されています。これらの登録事業者に対して、平成17年度は市内367事業所の立ち入り調査を行いました。

表9 - 9 業種別登録事業所数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空気調和 設備清掃業	建築物 飲料水 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 害虫 防除業	建築物 衛生 総合 管理業	建築物 衛生 一般 管理業
平成 15 年度	507	106	25	4	13	205	23	66	4	61
平成 16 年度	516	104	27	5	13	206	28	68	11	54
平成 17 年度	490	97	26	7	11	195	31	63	34	26

エ レジオネラ症対策

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、適切な管理のなされていない冷却塔や給水・給湯設備等で増殖することが明らかになっています。こうした背景から、レジオネラ症の発生を防止するため、レジオネラ症に感染する危険性が高いと考える者が使用又は利用する建築物の管理者に対して、横浜市レジオネラ症防止対策指導要領に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

平成17年度は、特定建築物に該当しない病院に対して138件の実態調査及び啓発指導を実施しました。

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等の受水槽を設けて飲料水を供給する施設は、受水槽の有効容量等により水道法の規制を受ける簡易専用水道及び専用水道と、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成4年4月1日施行。以下「条例」という。）の規制を受ける簡易給水水道及び小規模受水槽水道に大別されます。

ア 簡易専用水道及び専用水道業務

これらは、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもので、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。簡易専用水道は、年1回、厚生労働大臣の登録する検査機関による管理状況の検査が、また、専用水道は水道技術管理者の選任や毎月の水質検査が義務づけられています。

簡易専用水道については、福祉保健センターが施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

専用水道については、福祉保健センターが給水設備の管理状況や水質検査計画・結果等に応じて立入指導を行っています。

表9 - 10 簡易専用水道・専用水道の届出件数及び監視指導・検査状況

年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導 件数	相談件数
----	-----	------	------	------	------------	------

簡易専用 水 道	15 年度	9,374	233	145	2,677	1,170	5,257
	16 年度	9,402	179	153	1,273	396	3,256
	17 年度	9,430	146	120	1,273	647	2,486
専用水道	15 年度	176	6	6	67	81	990
	16 年度	173	7	9	101	84	1,054
	17 年度	166	1	8	68	164	1,283

#### イ 小規模受水槽水道及び簡易給水水道業務

小規模受水槽水道は受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>以下の施設（専ら 1 戸の住宅を除く）、簡易給水水道は井戸水を飲用している事業所や共同で飲用している施設です。これらは、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。

簡易給水水道及び小規模受水槽水道のうち受水槽の有効容量が 8 m<sup>3</sup>を超えるものについては、年 1 回、市長の指定する検査機関による管理状況の検査が義務づけられています。

福祉保健センターでは、施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

表 9 - 1 1 小規模受水槽水道・簡易給水水道の届出件数及び監視指導・検査等状況

	年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導 件数	相談件数
小規模受 水槽水道 ( > 8m <sup>3</sup> )	15 年度	1,705	42	28	250	78	776
	16 年度	1,693	35	42	111	135	917
	17 年度	1,679	120	247	484	58	621
小規模受 水槽水道 ( 8m <sup>3</sup> )	15 年度	9,550	148	356	491	249	2,164
	16 年度	9,594	267	191	340	924	1,989
	17 年度	9,475	-	-	-	1,014	1,628
簡易給水 水 道	15 年度	36	1	3	3	26	176
	16 年度	27	1	9	5	76	178
	17 年度	21	0	6	4	15	142

設置届出、廃止届出、変更届出件数については、小規模受水槽水道の合計数

#### ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」（平成 4 年 10 月 1 日施行）に基づき、施設の計画・設計段階で事前に指導する事前指導制度により施設の衛生の確保を図っています。

表 9 - 1 2 受水槽施設事前指導実施状況

年 度	指導実施施設数
平成 15 年度	86
平成 16 年度	93
平成 17 年度	52

## 第 3 節 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害の予防を目的として、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

(1) 居住衛生推進事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。平成 17 年度は 51 家庭の訪問調査を行いました。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行っています。

表 9 - 1 3 相談対応件数

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホルムアルデヒド	239	128	83
その他 V O C	104	62	29
ダニアレルゲン	92	32	29
刺咬性ダニ	13	8	25
カビ	101	52	66

表 9 - 1 4 講習会開催状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
生活衛生課主催	35	29	33
他課主催（両親教室等）	185	145	128

(2) 家庭用品衛生対策事業

規制家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、ディルドリン、トリクロロエチレンなど 18 の化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、基準違反となった家庭用品はありませんでした。

表 9 - 1 5 試験検査等の年度別推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
検査検体数	371	244	225
検査項目数	523	302	314
違反検体数	9	20	0
立入施設数	78	44	43

(3) 生活環境指導事業

福祉保健センターにおいて地域の特性や実情に応じたねずみ族、昆虫等の防除対策を行っています。

ア ねずみ族、昆虫等の相談

11,429 件相談があり 1,606 件の現場調査を行いました。なお、全相談数の約 7 割をハチ類が占めています。

表 9 - 1 6 ねずみ族、昆虫等苦情相談

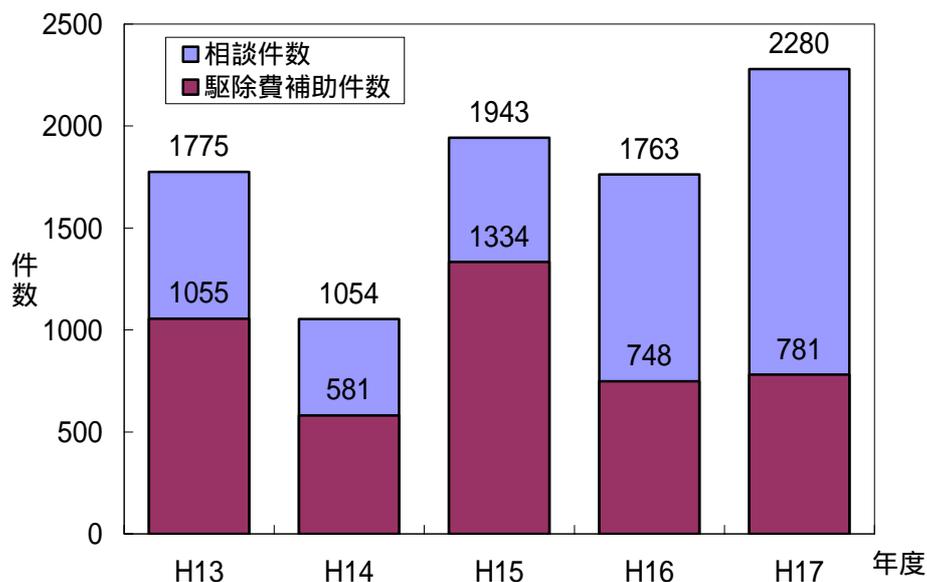
年 度	相談件数	相談件数の内訳						
	(総数)	ハチ類	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他
平成 15 年度	10,468	7,807	172	425	68	165	259	1,572
平成 16 年度	12,436	9,657	140	465	82	154	91	1,847
平成 17 年度	11,429	8,746	150	418	70	122	86	1,837

イ スズメバチ駆除対策

近年、住宅地周辺においてスズメバチが営巣する事例が増え、相談件数も増加し、市民からの駆除要望が強くなってきました。そこで、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全を守

るため、市の指定業者に駆除を委託した場合は、駆除費の一部（8,100円）を補助しています。

図 9 - 1 スズメバチの相談件数及び駆除費補助件数



#### ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等に対し、福祉保健センター職員が現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

表 9 - 1 7 水害等発生時の調査件数

	平成 17 年度
調査件数	71

#### エ 災害時生活用水確保事業

災害時における給水対策として、災害時に地域の方々が洗浄水などの生活用水として利用することにご協力をいただける井戸について、簡易な水質検査等を行い、検査結果が良好で利用可能な井戸を災害応急用井戸に指定しています。

表 9 - 1 8 災害応急用井戸の指定実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
災害応急用井戸指定のための調査件数	50	23	20
指定件数	23	19	19
指定解除件数	76	57	57
災害応急用井戸指定件数	3,687	3,649	3,597

## 第4節 衛生研究所

### (1)所在地

横浜市磯子区滝頭 1 - 2 - 17

### (2)沿革

昭和 31 年に発足した「横浜市衛生検査所」を前身とする当衛生研究所は、昭和 34 年 3 月に設置（旧南保健所内）されました。その後公衆衛生行政への社会的要請の高まりに应运、

- ・昭和 43 年 4 月現在地に庁舎新築・移転
- ・昭和 46 年 6 月公害センター併設（昭和 51 年公害研究所設置に伴い廃止）
- ・昭和 56 年 11 月別館実験棟建設

など、研究施設としての機能強化策が施されました。

また、平成 6 年度から 8 年度まで、衛生研究所強化モデル事業を実施し、平成 9 年度からは、衛生研究所機能拡充検討調査を実施するなど地域保健における科学的・技術的中核として機能充実に努めています。平成 16 年 4 月には、社会情勢の変化に対応して試験検査機能、調査研究機能、研修指導機能、公衆衛生情報収集・解析・提供の機能強化のため管理課、機能強化担当、感染症・疫学情報課、検査研究課へ機構改革を行いました。

### (3)施設

ア 敷地面積	3,457.289 m <sup>2</sup>
イ 建物	本館 鉄筋コンクリート造 5 階建 塔屋 3 階（昭和 43 年築） 別館 鉄筋コンクリート造 2 階建 地下 1 階（昭和 56 年築）

### (4)事業内容

- ア 細菌学的、ウイルス学的、血清学的調査及び研究
- イ 食品衛生及び栄養に関する試験検査及び研究
- ウ 水質に関する試験検査及び研究
- エ 環境衛生に関する試験検査及び研究
- オ 衛生動物の試験検査及び研究
- カ 医薬品、化粧品等の試験検査及び研究
- キ 家庭用品に使用される化学物質等の衛生学的試験検査及び研究
- ク 感染症に関する調査及び研究
- ケ 疫学情報の収集、解析、提供、及び疫学情報に関する研修
- コ その他公衆衛生に関する試験検査及び研究
- サ 衛生研究所の機能強化に関すること。
- シ 研究、研修の企画及び調整
- ス 食品衛生検査施設等における「検査の業務管理基準（GLP）」に基づく検査の信頼性確保

### (5)事業実績報告

当研究所の試験・検査事業は、行政上必要に応じて行うものと、市民からの依頼によって行うものがありますが、平成 17 年度は合計で延 86,031 件の検査を行いました。また、いつでも行政ニーズに対応できるよう、公衆衛生に関する先行的な調査・研究も行っています。これらについては雑誌や学会等へ合計 59 件の投稿又は発表をしました。

施設見学は事前申し込み制で受け入れています。主として学生や行政職員等で 10 件ありました。

また、市民に対して当所の事業内容を理解していただくため、平成 6 年度から施設公開を始めました。平成 17 年度はテーマ別に 3 回に分けて実施し、44 人の参加がありました。

平成 17 年度の事業実績総括は次表のとおりです。

表9 - 19 検査業務実績

検査項目		実件数	延件数	延件数の内訳	
				依頼検査	行政検査
試験検査事業	ウイルス・リケッチア等検査	3,252	5,969	0	5,969
	原虫・寄生虫等検査	1,326	8,541	202	8,339
	食中毒検査	3,787	10,825	26	10,799
	臨床検査	6,450	6,450	6,371	79
	食品衛生検査	3,754	22,270	5	22,265
	細菌検査	1,991	7,532	84	7,448
	医薬品・家庭用品等検査	484	1,824	44	1,780
	水道水等検査	5,459	19,857	1,122	18,735
	環境公害関係検査	223	2,763	0	2,763
合 計		26,726	86,031	7,854	78,177

## ア 疫学・予防医学業務

細菌やウイルス等の病原体によって引き起こされる種々の感染症予防のための検査及び調査研究と、その他の疫学的取り組みによって予防可能な疾病についての検査及び調査研究を公衆衛生学的見地から行っています。

### (ア) 行政検査

#### a 病原細菌検査

この検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行っています。国内での感染症起因菌や海外から持ち込まれたコレラ菌等の病原菌が、本市に流行しないよう未然に予防する目的で患者とその家族を対象に検査を行いました。

#### b 食中毒関係

食中毒発生の原因究明と再発防止を目的として、平成17年度は細菌学的検査を125事例、ウイルス学的検査を123事例行いました。

#### c 感染症発生動向調査

厚生労働省の指定した疾患を対象として、感染性病原体の定点調査、集団かぜ流行調査、河川の細菌調査等を行いました。

なお、本年度もウエストナイルウイルス調査を実施し、それと併せて日本脳炎ウイルス調査も実施しました。

#### d ムンプスウイルスの分離

おたふくかぜワクチン接種後の無菌性髄膜炎患者髄液からのムンプスウイルスの分離検査を実施していますが、本年度の検体はありませんでした。

#### e エイズ検査

福祉保健センターからの依頼、夜間及び土曜日に実施している無料匿名検査を行いました。また、病院からのエイズ薬剤耐性検査も行いました。

#### f STD（性器クラミジア）検査

平成14年度からエイズ無料匿名検査時に福祉保健センター6か所、夜間検査及び土曜検査の計8か所の施設でクラミジアトラコマチス抗体の検査を実施しました。

### (イ) 依頼検査

市内の医療機関や福祉保健センターからの依頼で、病原細菌の培養同定検査、各種ウイルスの分離検査及び抗体検査、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査等の感染症に関わる検査を行いました。

## イ 食品衛生業務

市民の食生活の安全性を確保し、健康の保持増進に寄与するため、食品中の添加物や細菌、各種有害物質などの検査や調査研究を行っています。

### (ア) 行政検査

#### a 食品添加物等の検査

夏期食品、年末年始食品及び輸入食品の全市一斉検査など、福祉保健センター、両市場検

査所及び食品専門監視班で収去した食品など 653 件について検査を行いました。

その結果、違反検体は 6 検体 7 件で、その内訳は法定外添加物使用 1 件、対象外使用違反 2 件、表示違反 3 検体 4 件でした。また、食品への異物混入について市民の関心も高く、苦情品等の理化学的検査を 89 件、医動物検査を 7 件行いました。

b 食品細菌等の検査

食品製造所や販売所等から収去された各種の食品 1,030 検体について、主として食品衛生法に基づいた細菌検査を行いました。不適検体は 27 検体でした。

c 遺伝子組換え食品検査

市内流通のトウモロコシ加工品 35 件、パパイヤ 5 件について、定性検査を行いました。トウモロコシ加工品 1 件は検知不能でしたが、その他未審査の遺伝子組換え食品は全て陰性でした。

また、大豆穀粒 34 件、豆加工品 11 件、トウモロコシ加工品 5 件について定量検査を行いました。違反はありませんでした。

d アレルギーを含む食品検査

厚生労働省により表示が義務づけられた特定原材料 5 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生）のうち、卵 24 検体、乳 24 検体、小麦 8 検体、そば 16 検体、合計 72 検体についてスクリーニング検査（E L I S A 法）を行いました。その結果は小麦 2 件で表示違反が有りましたが、そのほかは全て陰性（10ppm 未満）でした。

e 残留農薬検査

市内流通の国内産農産物 10 種 22 件、輸入牛肉 10 件、輸入豚肉 10 件、輸入農作物 15 種 24 件、冷凍食品（農作物）28 件及び加工食品 13 件など計 181 件（延 4,269 試験項目）を検査しました。その結果、いずれも残留基準値違反が認められませんでした。

f P C B 検査

カネミ油症事件で問題になった P C B について、中央卸売市場に入荷した魚類 16 種 19 件の検査を行いました。その結果、厚生労働省で定めた「食品中の P C B の暫定的規制値」を超えたものはありませんでした。

g 残留動物用医薬品検査

疾病予防や治療または肥育の目的で使用されている動物用医薬品の食品への残留が問題化しており、平成 17 年度は次の物質について検査を行いました。

(a) 抗生物質

養殖魚 9 種 20 件について、オキシテトラサイクリンの検査を行った結果、検出されたものはありませんでした。市場流通の牛肉 10 件、豚肉 10 件について、ディスク法による 3 種類の抗生物質検査（ペニシリン系、テトラサイクリン系、アミノグリコシド系）を行った結果、検出されたものはありませんでした。

(b) 合成抗菌剤

養殖魚 9 種 20 件について、スルファジミジンなど 15 種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されたものはありませんでした。市場流通の豚肉 10 件について、スルファジミジンなど 12 種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されたものはありませんでした。市場流通の牛肉 10 件について、オキシソリン酸など 7 種類の合成抗菌剤の検査を行った結果、検出されませんでした。

(c) 寄生虫用剤

市場流通の豚肉 10 件についてイベルメクチン及びフルベンダゾールの検査を行った結果、検出されたものはありませんでした。また、市場流通の牛肉 10 件について、イベルメクチン、モキシデクチン、エプリノメクチン及びクロサンテルの検査を行った結果、残留基準値を超えたものはありませんでした。

(イ) 依頼検査

市民等から依頼される食品等の苦情検査を主に有料で行っています。平成 17 年度には医動物検査延 2 件を行いました。

## ウ 生活環境業務

### (ア) 行政検査

#### a 水質検査

福祉保健センター等の行政機関の依頼により、2,145件8,290項目について水質検査を行いました。

飲料水では、湧水、タンク水(受水槽)等の水質検査の他、茨城県神栖町におけるヒ素による飲用井戸の汚染事故に関連し、前年に引き続き簡易給水水道18施設の原水及び浄水計30試料について水質基準全50項目の水質検査を行いました。また、自己水源型専用水道28施設の原水及び浄水計57試料について、水質基準項目30項目及び水質管理目標設定項目10項目等の水質検査を行いました。

生活環境水では、公衆浴場等の浴槽水、屋内外の遊泳用プール及びジャグジー、金沢区の海水浴場について水質基準項目の検査を行いました。また、食肉衛生検査所、中央卸売市場本場食品衛生検査所及び南部市場食品衛生検査所の排水について、揮発性有機化合物、金属類の検査を行いました。

その他、福祉保健センター等によせられた水質に関する事故・苦情・相談等の原因究明に関する調査を行いました。

#### b 家庭用品検査

家庭用品に含まれる有害化学物質による健康被害を未然に防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、ホルムアルデヒド等の有害化学物質の検査を行いました。検査は行政検査が主体で、そのほか家庭用品業務に関連した自主検体など合わせて265検体、延べ検査項目数541件の試験検査を行いました。

#### c 環境衛生検査

安全で快適な生活環境を確保するため、環境空気中の有害物質の検査等を行いました。

平成17年度は115検体、延2,277件の検査を実施しました。

2施設における揮発性有機化合物(VOC)等調査の結果、室内濃度指針値が設定されている物質は検出されませんでした。2-エチル-1-ヘキサノールが検出されました。その発生原因究明検査を行ったところ、カーペットからの放散が認められましたが、施設の換気装置が通常稼働していれば、室内空気中ではこの物質は検出限界以下の濃度であることが確認されました。

また、日用品等からの化学物質の放散試験として、床用ワックス33検体について検査しました。一般的な室内環境条件の下で、通常の使用状況であれば、ワックス塗布1日経過後には化学物質の放散が終了していることが確認されました。

#### d 衛生動物検査

福祉保健センター等を介して依頼された不快感を与える昆虫等の検査では、ハエ目が多く、次いでコウチュウ目・ハチ目が多くみられました。害の有無やその駆除法を指導しました。また、ウエストナイル熱対策事業の一つとして、市内の公園及び港湾地区の22か所において捕獲された蚊成虫の同定を行いました。

#### e 薬事検査

薬事検査は医療安全課の試買や自主検査等による医薬品、化粧品及び健康食品について、160件、延1,239項目の検査を実施しました。

### (イ) 依頼検査

#### a 水質検査

市民および市内事業所の依頼に基づき、水質の衛生や安全性に関する検査を有料で実施しています。平成17年度は464件1,153項目について検査を実施しました。

飲料水では、家庭用井戸、ビル・マンション等の水質検査を中心として、冷水器、浄水器、船舶の飲料水等の水質検査を行いました。生活環境水では、浴槽水、プール、冷却塔冷却水、給湯について水質検査を行いました。

#### b 衛生動物・寄生虫検査

医動物関係では、昆虫の同定検査を27件、ゴキブリに対する殺虫剤効力試験を44件、砂

場寄生虫検査を 66 件行いました。

## エ 調査研究

### 応募型調査研究

調査研究をより行政ニーズを反映したものや、福祉保健センター等関係機関との連携を深めたものにするため、所内で研究課題を公募し、調査研究評価委員会で課題の選定と成果の評価を行う応募型調査研究を実施しています。平成 17 年度は以下の 3 課題を実施しました。

- (ア) 妊産婦の喫煙行動に関する研究
- (イ) 直売野菜中の残留農薬実態調査
- (ウ) E 型肝炎ウイルス ( H E V ) の検査法の検討と市販豚肉における保有状況調査

## オ 研修指導

### (ア) 課題持込み型研修

福祉保健センター・検査所等が実施する調査研究を支援する目的で、衛生研究所の専門性を生かし、個別に課題を解決していくことを目指した課題持込み型研修を実施しています。平成 17 年度は、検査所等の様々な職種の方から持ち込まれた 4 の研究課題について研修を実施しました。

### (イ) 地域保健事業支援研修

地域保健関係者を対象に、衛生研究所が企画立案し研修事業を実施しています。平成 17 年度はパワーポイントを用いるプレゼンテーション研修会や精度管理研修会等を実施しました。

### (ウ) 衛生技術研修会 (特別講演)

地域保健関係者を対象に、今日的な話題をテーマとして、外部講師を招いて講演会を 3 回実施しました。

### (エ) 技術研修

公衆衛生に携わる関係者の検査技術のレベル向上を目的とした技術研修を実施しています。平成 17 年度は、大学生などを対象に細菌検査、ウイルス検査や機器操作等に関する研修を 11 回実施しました。

### (オ) 講師派遣

行政機関・学校関係からの依頼により講演会での職員の講師派遣を行っています。平成 17 年度は、大学・看護学校等での講義において、職員 13 人を 11 施設に対し講師派遣しました。

## カ 公衆衛生情報の収集解析提供業務

### (ア) W E B ページ及び F A X による情報提供

O157 を始めとする新興・再興感染症の発生状況等を市民、医療機関等に速やかにわかりやすく提供するため、衛生研究所 W E B ページ ( <http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/> ) を開設しており、平成 17 年度の総アクセス数は 3,796,181 件 (データ提供：総務局 I T 活用推進課) でした。

### (イ) 感染症発生動向調査

市内の感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講じることを目的として感染症発生動向調査を行っています。市内 183 か所の患者定点医療機関から受けた感染症患者情報を収集し、専門家による横浜市感染症発生動向調査委員会で解析して市民、医療機関等に情報提供を行っています。

### (ウ) 「検査情報月報」の編集発行

当所で行った試験検査、調査研究について、毎月「検査情報月報」を編集発行して関係機関 41 か所に、また、その中の感染症関連記事等を「衛生研究所からの情報提供」として市内医療機関 79 か所、横浜市医師会地域保健事業部会及び横浜市感染症発生動向調査委員会に情報提供しています。

### (エ) オンライン情報検索システムの運用

市民や行政が求める公衆衛生に関する情報を的確に収集し提供するため、オンライン情報検索システムを運用しています。平成 17 年度の検索利用件数は 13 件でした。

## キ 食品検査の信頼性確保

本市の 4 検査施設 (衛生研究所・食肉衛生検査所・中央卸売市場本場食品衛生検査所・南部市場食品衛生検査所) における食品検査の信頼性を確保する目的で内部点検と精度管理を実施して

います。平成 13 年度から新たに収去部門に対し、内部点検を導入しました。実施状況は以下のとおりです。

(ア) 内部点検

4 検査施設に対し、次の 4 種類の点検を行い、必要な改善指導を行いました。

また、収去部門については、衛生局食品専門監視班と福祉保健センター生活衛生課 18 か所の点検を実施しました。

- a 事業年度開始時に行う点検
- b 食品の種類又は検査項目ごとに行う点検
- c 外部精度管理調査にともなう点検
- d 内部精度管理にともなう点検

(イ) 外部精度管理調査

4 検査施設は、第三者機関の(財)食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けています。平成 17 年度は各検査施設において、甘味料や菌数測定等 3 ~ 4 検査項目を実施しました。

(ウ) 内部精度管理

検査の精度を適正に保つために精度管理を実施しています。平成 17 年度は、4 検査施設で実施した内部精度管理の以下のデータについて、まとめと評価をしました。

- a 理化学検査  
保存料や残留農薬検査等における回収率と変動係数等のデータ
- b 微生物検査  
生菌数測定検査における回収率と変動係数等のデータ及び細菌同定検査のデータ

ク 疫学研究における倫理審査

「疫学研究に関する倫理指針」(平成 14 年 7 月 1 日施行：厚生労働省、文部科学省)に基づき「横浜市衛生研究所における疫学研究に関する倫理規程」を平成 14 年 11 月 26 日に制定しました。この規程に基づき平成 18 年度に行われる疫学研究 1 題について倫理審査委員会を開催し、審議を行い承認されました。

審議を受けた研究テーマ：「H I V 即日検査受検者の血液を用いて異なる検査法による H I V 感染の確認検査の実施について」

